

報道発表

平成31年2月22日



麻薬密輸入事犯を告発

～平成30年の長崎税関における関税法違反事件の取締り状況～

長崎税関は、平成30年の1年間に長崎税関管内において不正薬物の密輸入その他の関税法違反事件の処分実績をまとめましたのでお知らせします。

関税法違反事件の犯則態様別告発・通告処分件数【長崎税関】

(件)

犯則態様	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年		
						前年比	構成比
禁制品輸出入事犯	-	11	14	7	6	86%	32%
関税脱税事犯	-	3	1	1	1	100%	5%
無許可輸出入事犯	4	14	9	3	12	400%	63%
虚偽申告輸出入事犯	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	1	1	2	-	全滅	-
合計	4	29	25	13	19	146%	100%

1 禁制品輸出入事犯（6件）

◆長崎税関は、警察等との共同調査により、麻薬密輸入事犯を告発

麻薬の密輸入事犯の告発が3件、大麻や向精神薬などの密輸入事犯の通告処分が3件である。

【麻薬密輸入事犯告発事例】



平成29年9月から平成30年2月までの3回に亘り、オランダ王国から国際郵便物（航空通常郵便物）を利用して、麻薬(MDMA) 46錠(18.60グラム)を密輸入しようとしたが、輸入郵便物検査で発見、摘発されたもの。長崎税関は、福岡県警察本部及び同県久留米警察署と共同調査のうえ、日本人男性1名を平成30年3月、関税法違反で福岡地方検察庁久留米支部に告発した。

2 関税脱税事犯（1件）

外国製加熱式たばこ（関税有税）の密輸入に係る関税脱税事犯の通告処分である。

3 無許可輸出入事犯（12件）

◆長崎税関管内の空港においても、金地金の密輸入事犯が発生

金地金、外国製紙巻たばこなどの密輸入事犯で通告処分である。

【金地金密輸入事犯摘発事例】



【外国製紙巻たばこ密輸入事犯摘発事例】



問合せ先：長崎税関総務部税關広報広聴官
TEL 095-828-8606